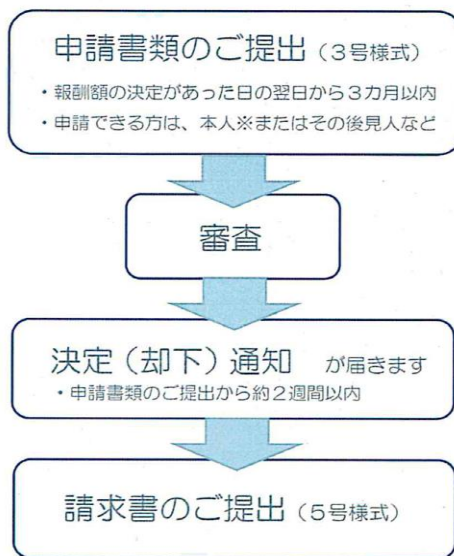


成年後見人等の報酬助成のご案内

— 報酬助成を希望される場合は、下記をご確認いただき、事前にご連絡ください —

お手続きの流れ

※本人=被後見人等



◎申請書などの必要書類は、本庁窓口、市ホームページから取得できます。



助成対象となる方(本人要件)

※後見人等が本人の配偶者、直系血族、兄弟姉妹の場合は対象外

以下の(1)居住要件と(2)経済的要件を満たしている方

(1) 居住要件 (①②③のいずれかに該当していること)

- ① 市内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者
(他市町村の市町村長が措置権者である者又は他市町村が介護保険の保険者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第6条の自立支援給付の実施主体である者を除く。)
- ② 市長が措置権者である者又は市外の施設等への入所、入居に伴って転出した者で市が介護保険の保険者若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の実施主体である者
- ③ ①及び②以外の者であって、市長請求の対象となったもの

(2) 経済的要件 (①②③のいずれかに該当していること)

- ① 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護者であること。
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援を受けている者であること

- ③ I～Ⅳの全てに該当していること。
- I 被後見人等及び生計を一にする世帯全員の申請年度の住民税が非課税であること。
- Ⅱ 被後見人等の前年（申請が1月から6月までの場合にあっては前々年）の所得金額及び公的年金収入金額の合計から後見人等報酬額を除いた額が80万円以下となること。
- Ⅲ 被後見人等の預貯金額及び現金の合計額から後見人等報酬額を除いた額が50万円以下となること。
- Ⅳ 被後見人等が居住する家屋その他日常に必要な資産以外に運用できる資産がないこと。

申請書類

以下の(1)から(4)と、対象別に(6)と(7)をご提出ください。

- (1) 後見人等報酬額助成申請書（別記第3号様式）
- (2) 本人の住民票の写し*¹
- (3) 登記事項証明書の写し
- (4) 後見人等報酬額を証する書類の写し

プラス

- (6) 本人が生活保護・中国残留邦人等支援給付を受けている場合
受給証明書
- (7) 本人が非課税世帯の場合

《①～⑤の書類》*¹

- ① 本人と生計を一にする世帯全員の申請年度の住民税非課税証明書
- ② 障害年金など、非課税の公的年金の額がわかる振込通知書など
- ③ 本人の通帳の写し（表面と報酬期間開始日から現在分まで）
- ④ 申請日における本人の財産目録（残高・資産など確認）*²
- ⑤ 本人の収支予定表

*¹ 市内に居住し、住基システムで確認ができる場合は省略可能です（同意書要）。

*² 可能な範囲で報酬付与申立事情説明書及び収支実績表を添付してください。

《その他の資料が必要となる場合があります》

助成額

報酬額から収入（生活に必要と認める経費※を除く）を引いた金額を助成します

上限：月額28,000円

◎収入及び生活に必要と認める経費は、財産目録により確認します。

◎生活保護受給者は、報酬額全額が助成されます。

お問い合わせ 印西市役所（印西市大森 2364-2）

高齢者福祉課 包括支援係

TEL：0476-33-4593（直通）

FAX：0476-40-3881

障がい福祉課 支援係

TEL：0476-33-4136（直通）

FAX：0476-42-0381